

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

改訂後	改訂前
第1章 総則 1. 1 (略) 1. 2 用語の定義 1 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。 (参照) 令別表第1の4の項、規則第1条第7項 2～9 (略) 1. 3～1. 5 (略)	第1章 総則 1. 1 (略) 1. 2 用語の定義 1 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、<u>介護老人保健施設</u>、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。 (参照) 令別表第1の4の項、規則第1条第7項 2～9 (略) 1. 3～1. 5 (略)